

(案)

高知県の望ましい公文書管理制度の構築に向けて

平成30年〇月

高知県の公文書管理のあり方に関する検討委員会

はじめに

平成30年〇月〇日

高知県の公文書管理のあり方に関する検討委員会
委員長 松岡 和也

目次

- 1 公文書管理の意義について

- 2 公文書管理に関する関係規定について
 - (1) 定義について
 - ア 実施機関について
 - イ 公文書と例外について
 - ウ 歴史公文書等について
 - エ 特定歴史公文書等について
 - (2) 文書の作成義務について
 - (3) 公文書の整理について
 - (4) 公文書の保存と標準保存期間について
 - (5) 公文書ファイル管理簿の作成と公表について
 - (6) 公文書の公文書館への移管及び廃棄について
 - (7) 特定歴史公文書等の保存、利用等について
 - (8) 公文書管理委員会（仮称）について
 - (9) 公文書管理に関するその他の規定について
 - (10) その他

- 3 歴史公文書等の選別に関する基準について

- 4 公文書管理条例制度導入にあたっての参考にすべき事項について
 - (1) 高知県公文書管理制度の例規構造のイメージ
 - (2) 高知県公文書等の管理に関する条例（仮称）の構成イメージ
 - (3) 公文書の定義のイメージ
 - (4) 公文書の管理フローイメージ
 - (5) 特定歴史公文書等の利用請求の手続イメージ
 - (6) 特定歴史公文書等の利用に係る審査請求があった場合の手続イメージ

- 5 検討の経過と検討委員会委員名簿

1 公文書管の意義について

県の諸活動や歴史的事実の記録である公文書は、健全な民主主義の根幹を支える基本的基盤であり、過去・歴史から教訓を学ぶとともに、未来に生きる県民に対する説明責任を果たすために必要不可欠な県民共有の知的資源である。

そのため、現在および将来の県民に対する説明責任を果たしていく上で公文書等の適正な管理が必要であること、行政の適正かつ効率的な運営を図ることが必要であること、歴史的に重要な公文書等の適切な保存と利用を図ること等を目的規定に盛り込むことが望ましいと考える。

なお、基本的に公文書管理法に準じながら、東京都が目的規定に導入している「県政の透明化を推進する」ことも目的の一つとして明記をされることが望ましいとの考え方も踏まえ、以下のとおり、条例案について検討した。

<条例案>

この条例は、県の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える県民共有の知的資源として、県民が主体的に利用し得るものであることに鑑み、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、公文書の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって県政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、県政の透明化を推進し、県の有するその諸活動を現在及び将来の県民に説明する責務が全うされるようにする。

2 公文書管理に関する関係規定について

(1) 定義について

ア 実施機関について

実施機関については、高知県情報公開条例との整合性を図る観点から、同条例と同じ実施機関とすることが望ましい。

また、国が公文書管理法において、独立行政法人を対象とし、先行する5都県においても地方独立行政法人を対象としていることから、高知県においても地方独立行政法人を実施機関の対象とすることが望ましいと考える。

このほか、地方三公社や県出資団体、公の指定管理者については、鳥取県と熊本県においては地方三公社を対象にしているところであるが、これらについては、県の機関そのものではなく、高知県情報公開条例においても、各団体が適正な措置を執るよう努めなければならないと規定していることから、公文書管理条例においても、各団体が適正に管理する努力義務を課すという形が望ましいと考える。

上記の考え方を踏まえ、以下のとおり、条例案について検討した。

<条例案>

(実施機関の範囲)

この条例において「実施機関」とは、知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者及び県が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)をいう。

(公社等の文書管理等)

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第152条第1項に規定する法人(地方独立行政法人を除く。)は、この条例の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

(指定管理者の文書管理等)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、この条例の趣旨にのっとり、当該指定管理者の管理する公の施設の管理の業務に関し、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

イ 公文書と例外について

公文書の定義及び公文書の例外については、公文書管理法や先行5都県においてはほぼ同様の内容となっているため、高知県においても、同様の内容とすることが望ましいとの考え方を踏まえ、以下の条例案について検討した。

<条例案>

(公文書の定義)

この条例において「公文書」とは、実施機関の職員(県が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。)が職務上作成し、又は取得した文書(図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。))を含む。以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。

(公文書の例外)

- 1 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- 2 特定歴史公文書等
- 3 知事が定める施設において、知事が定めるところにより、一般の利用に供することを目的として特別の管理がされているもの(前号に掲げるものを除く。)

ウ 歴史公文書等について

内閣府が制定している「公文書管理ガイドライン」において、歴史公文書として国立公文書館に移管すべき4項目が示されている。また、先行する香川県でも同4項目が歴史公文書に該当することを条例で示しているため、高知県においても同4項目を条例に示すことが望ましいとの考え方を踏まえ、以下の条例案について検討した。

<条例案>

(歴史公文書等の定義)

この条例において「歴史公文書等」とは、次に掲げる文書をいう。

- (1) 実施機関の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録された文書
- (2) 県民の権利及び義務に関する重要な情報が記録された文書
- (3) 県民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録された文書
- (4) 県の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録された文書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、歴史資料として重要な情報が記録された公文書その他の文書

エ 特定歴史公文書等について

公文書館が管理する文書については、特定歴史公文書等として定義し、歴史公文書等と明確に区分しておくことが望ましい。

また、実施機関以外から寄贈、寄託される文書については、歴史的文書すべて受け入れるのではなく、「県行政の推移が跡付けられる資料」に限るとすることが望ましいとの考え方を踏まえ、以下の条例案について検討した。

<条例案>

この条例において「特定歴史公文書等」とは、歴史公文書等のうち、次に掲げるものをいう。

(1) 第〇条の規定により高知県立公文書館（以下「公文書館」という。）に移管されたもの

(2) 法人その他の団体（県及び県が設立した地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）又は個人から県行政の推移が跡付けられるものとして公文書館に寄贈され、又は寄託されたもの

(3) 文書の作成義務について



<条例案>

実施機関の職員は、第1条の目的の達成に資するため、当該実施機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該実施機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならない。